

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

自動車専用道路の指定(三三四・道路環境課)……………5

河川区域の変更による廃川敷地等(三三五・三三六・河川課)……………6

開発行為に関する工事の完了(三三七・北秋田地域振興局建設部)……………6

都市計画事業の事業計画の変更の認可(三二八・秋田地域振興局建設部)……………6

建築基準法による道路位置の指定(三二九・雄勝地域振興局建設部)……………7

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(リハビリテーション・精神医療センター)……………7

目 次

告 示

飼料の試験の結果の概要の公表(三二七・三二八・農畜産振興課)……………1

保安林の指定解除の予定(三一九・北秋田地域振興局農林部)……………4

土地区画整理事業の施行の認可(三三〇・都市計画課)……………4

都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(三三一・都市計画課)……………5

都市計画の変更による送付図書の総覧(三三二・三三三・都市計画課)……………5

告 示

秋田県告示第三百十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成十五年十一月に収去した飼料の試験結果の概要を同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年四月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 結 果 の 概 要													
				粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	揮発性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペシ ン 消化率 (%)	T D N (%)	M E (kcal/kg)	その他 の検査	違反の 容	
秋田県秋田市 北日本くみあい 飼料(株)秋田工場	秋田市 北日本くみあ い飼料(株)秋田 工場	くみあい配合飼料 ニューアクテナイ B	15年11月	(以上) (16.0)	(以上) (3.0)	(以下) (4.0)	(以下) (8.0)	(以上) (0.55)	(以上) (0.35)								無
秋田県秋田市 くみあい配合飼料 秋田比内地鶏仕上			15年11月	(15.0) (16.3)	(2.0) (4.0)	(5.0) (3.5)	(10.0) (5.0)	(0.80) (0.94)	(0.60) (0.70)								無

上段()内数字は業者表示値

秋田県告示第三百十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)

第五十六条第二項の規定により平成十五年十一月に収去した飼料の試験結果の概要を、同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
秋田市 北日本くみあい 飼料(株)秋田工場	神岡町 JA秋田おばこ 神岡支所	成鶏飼育用配合飼料	くみあい配合飼料 成鶏18	15年11月	有害重金属 カドミウム、鉛	無
青森県八戸市 中部飼料(株)八戸 工場		若令牛育成用配合飼料	エル中印若令牛 育成用配合飼料 グロアープF	15年10月	有害重金属 カドミウム、鉛	動物性飼料 肉骨粉 無
宮城県石巻市 (株)オーリンソン ノ東日本工場	羽後町 JAこまち田代 支所	幼令肉用牛育成用 配合飼料	オーリンソン子 牛育成	15年10月	有害重金属 カドミウム、鉛	動物性飼料 肉骨粉 無
宮城県石巻市 北日本くみあい 飼料(株)石巻工場		肉牛繁殖・若令牛 育成用配合飼料	くみあい配合飼料 母子兼用秋田牛新 きすな	15年11月	有害重金属 カドミウム、鉛	動物性飼料 肉骨粉 無
岩手県花巻市 北日本くみあい 飼料(株)花巻工場	本荘市 JA秋田しんせ い本荘市生産資 材センター	肉用牛肥育用配合 飼料	くみあい配合飼料 モーストロング 76M	15年10月	有害重金属 カドミウム、鉛	動物性飼料 肉骨粉 無
宮城県石巻市 北日本くみあい 飼料(株)石巻工場		肉牛繁殖用配合飼 料	くみあい配合飼料 和牛繁殖用宮姫	15年10月	有害重金属 カドミウム、鉛	動物性飼料 肉骨粉 無
宮城県塩釜市 日本配合飼料(株) 塩釜工場	平鹿町 JA秋田ふるさ と平鹿町生産資 材センター	大さう育成用配合 飼料	日配大さう育成 用配合飼料 プレミアムアップ 大雞用	15年10月	有害重金属 カドミウム、鉛	無
宮城県石巻市 北日本くみあい 飼料(株)		肉用牛肥育用配合 飼料	くみあい標準配合 飼料 肉牛用やまと70A	15年10月	有害重金属 カドミウム、鉛	動物性飼料 肉骨粉 無
茨城県鹿島郡 (株)ジャパンフイ ード鹿島工場	秋田市 昭産商事株式会 社秋田支店	肉用牛肥育用配合 飼料	あけぼの配合飼料 肉牛後期用 エル チビーフ130	15年10月	有害重金属 カドミウム、鉛	動物性飼料 肉骨粉 無
宮城県塩釜市			日配 若令牛育成			

日本配合飼料株式会社 塩釜工場	若令牛育成用配合飼料	用配合飼料 そよ風の薫り	15年10月	有害重金属	カドミウム、鉛	動物性飼料	肉骨粉	無
--------------------	------------	-----------------	--------	-------	---------	-------	-----	---

注) 飼料の名称欄中「S」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要										違反の容			
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	揮発性窒素(%)	水溶性窒素(%)	ペシ消化率(%)	T D N (%)		ME (kcal/kg)	その他の検査	
秋田市 北日本くみあい飼料株式会社	神岡町 JA秋田おばこ神岡支所	くみあい配合飼料 成鶏18	15年11月	(以上)	(以上)	(以下)	(以下)	(以上)	(以上)								無
青森県八戸市 中部飼料株式会社		ワル中若令牛育成用配合飼料 クロカーPF	15年10月	(14.0)	(2.0)	(13.0)	(10.0)	(0.60)	(0.40)								無
宮城県石巻市 オールインクン子牛育成	羽後町 JAこまち田代支所		15年10月	(15.0)	(2.0)	(15.0)	(10.0)	(0.60)	(0.30)								無
宮城県石巻市 北日本くみあい飼料株式会社		くみあい配合飼料 母子兼用秋田牛新きずな	15年11月	(16.0)	(1.5)	(15.0)	(10.0)	(0.80)	(0.40)								無
岩手県花巻市 北日本くみあい飼料株式会社	本荘市 JA秋田しんせい本荘市生産資材センター	くみあい配合飼料 モーastroング76M	15年10月	(11.0)	(2.0)	(9.0)	(9.0)	(0.50)	(0.30)								無
宮城県石巻市 北日本くみあい飼料株式会社		くみあい配合飼料 和牛繁殖用宮姫	15年10月	(15.0)	(2.0)	(10.0)	(10.0)	(0.70)	(0.50)								無
宮城県塩釜市 日本配合飼料株式会社 塩釜工場	平鹿町 JA秋田ふるさと平鹿町生産資材センター	大すう育成用配合飼料 フレニムトップ 大雑用	15年10月	(15.0)	(2.5)	(6.0)	(9.0)	(0.80)	(0.55)								無
宮城県石巻市 北日本くみあい飼料株式会社		くみあい標準配合飼料 肉牛用やまと70A	15年10月	(12.0)	(2.0)	(8.0)	(8.0)	(0.60)	(0.35)								無

- 六 事業施行期間
平成十六年三月二十四日から平成十七年三月三十一日まで
- 七 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日
- 八 公告の方法
田沢湖町役場の掲示板に掲示する。

秋田県告示第三百二十一号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年四月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画事業の種類及び名称

平成十三年東北地方整備局告示第百十七号横手都市計画道路事業三・三・四号秋田横手環状線

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所の所在地

- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (二) 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局建設部

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

秋田県告示第三百二十二号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、昭和町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、

一 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分

道路の種類	路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	秋田御所野雄和線	河辺郡河辺町戸島字大堤山二十番五から河辺郡雄和町椿川字小友沢三十三番十二まで		二二・〇〇（九五・〇〇）	二・五〇二

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年四月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画下水道（昭和町公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年四月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

横手都市計画火葬場（東部広域火葬場）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。
 平成十六年四月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 二 指定する期日 平成十六年四月十六日
- 三 指定する道路の部分を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路環境課
 - (二) 期間 平成十六年四月二日から同年四月十五日まで

秋田県告示第三百二十五号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年四月二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 二級河川 井川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年三月十六日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
南秋田郡井川町北川尻字上村宅地六番一地从先から同字泉田三十一番一地从先まで及び同町保野子字川原三番一地从先	土 地	八、四三五・二七平方メートル

四 その他 関係図面は、建設交通部河川課及び秋田地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第三百二十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年四月二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 二級河川 赤沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年三月十六日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
南秋田郡井川町保野子字川原七十番一地从先から同字高田六十八番一地从先まで及び同字家ノ前二十八番地先	土 地	一、八五一・三平方メートル

四 その他 関係図面は、建設交通部河川課及び秋田地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第三百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十一年八月十九日付け指令北土 千七百三十九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年四月二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北秋田郡鷹巣町花園町十九番一号
- 鷹巣町長 岸部 陞
- 二 開発区域に含まれる地域の名称 北秋田郡鷹巣町綴子字高野尻八十八番十四、八十八番二十六及び八十八番二十七

秋田県告示第三百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年四月二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 昭和町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋田都市計画下水道事業 昭和町公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十一年三月三十一日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分
昭和五十一年秋田県告示第四百七十七号、平成二年秋田県告示第二百四十一号、平成四年秋田県告示第七百七十九号、平成八年秋田県告示第七百三十三号及び平成十一年秋田県告示第二百二十二号の事業地に、南秋田郡昭和町乱橋字家ノ下、字木鉢及び字宅地家ノ後並びに八丁目字汲田及び字腰巻を加え、乱橋字下畑、字後堰鴨田及び字開上関田において事業地を変更する。

(二) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第三百二十九号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月二日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 雄勝郡羽後町柏原八番地の九 株式会社 小坂ハウス工業 代表取締役 小坂修三	道路の位置の指定箇所 湯沢市字両神四十六番地	道路の延長 七十九・三三メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年三月二十二日
---	---------------------------	---------------------	----------------	----------------------

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。
平成十六年四月二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 落札者に係る物品の内容及び数量
一 一種一号重油(特A重油)百四万リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地
- 三 落札者を決定した日
平成十六年三月十七日
- 四 落札者の名称及び住所
株式会社山二 秋田市中通二丁目五番二十号

正 誤

- 五 落札金額
一 リットル当たり三一・〇八円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年一月三十日

ページ	段	行	誤	正
三	上	前	ア 変更前 株式会社日敷ほか八者 イ 変更後	ア 変更前 株式会社日敷 湯沢市前森一丁目二番六号
四	三	前	ア 変更前 株式会社日敷ほか八者 イ 変更後	ア 変更前 株式会社日敷 湯沢市前森一丁目二番六号

株式会社日敷ほか十者

代表取締役 小田原 豊満

よねや商事株式会社

横手市鍛冶町四番二号

代表取締役 佐々木 隆一

株式会社マル二

宮城県本吉郡唐桑町字港

百四十 一

代表取締役 伊藤 栄久男

サンカメラ

大曲市黒瀬町四 三

代表 大野 一星

株式会社ツル八

北海道札幌市東区北二十四

条東二十一 二十四

代表取締役 鶴羽 樹

株式会社 しまむら

埼玉県さいたま市宮原町二

丁目十九番四号

代表取締役 藤原 秀次郎

株式会社ワンゾーン

愛知県名古屋市中村区名駅

四丁目十番二十五号

代表取締役 三代 洋右

株式会社メガネセンター

宮城県仙台市泉区中央一丁

目二十三番五号

代表取締役 福王 進

株式会社タケダスポーツ

岩手県二戸市福岡字上町九

番地一

代表取締役 武田 一三

イ 変更後

株式会社日敷

湯沢市前森一丁目二番六号
代表取締役 小田原 豊満

よねや商事株式会社

横手市鍛冶町四番二号

代表取締役 佐々木 隆一

株式会社マル二

宮城県本吉郡唐桑町字港

百四十 一

代表取締役 伊藤 栄久男

サンカメラ

大曲市黒瀬町四 三

代表 大野 一星

株式会社ツル八

北海道札幌市東区北二十四

条東二十一 二十四

代表取締役 鶴羽 樹

株式会社 しまむら

埼玉県さいたま市宮原町二

丁目十九番四号

代表取締役 藤原 秀次郎

株式会社ワンゾーン

愛知県名古屋市中村区名駅

四丁目十番二十五号

代表取締役 三代 洋右

株式会社メガネセンター

宮城県仙台市泉区中央一丁

目二十三番五号

代表取締役 福王 進

株式会社タケダスポーツ

岩手県二戸市福岡字上町九

番地一

代表取締役 武田 一三

ロイヤルネットワーク株式

会社
山形県酒田市新橋一丁目四二十四
代表取締役 仲條 啓三

フ
ロ
ッ
ク
コ
ー
ポ
レ
ー
シ
ョ
ン
秋
田
市
泉
銀
の
町
七
十
四
一
代
表
齋
藤
貫
至

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄